

- ・開催日時 令和2年（2020年）2月17日 15時～17時
- ・開催場所 防府市役所4号館3階第1会議室
- ・出席者 委員17名（欠席2名）
防府市副市長
幹事4名
事務局（6名）

1 開会

2 副市長挨拶（防府市副市長 森重 豊）

「委員の皆様方には、お忙しい中、今年度2回目となります本日の会議に御出席をいただきましてありがとうございます。

又、平素から、本市の人権施策につきまして、格別の御指導・御協力をいただいております、厚く御礼申し上げます。

さて、前回の審議会では、本市の人権に関する施策を推進するための防府市の人権推進指針の構成、及び、「人権に関する意識調査」の設問内容等を御協議いただきました。

今回は、防府市人権推進指針(案)の基本部分の内容、及び、「人権に関する意識調査」回答の分析結果について御協議いただきたいと考えておりますので、皆様方のそれぞれのお立場で、忌憚のない御意見をいただきたいと考えております。

引き続き、「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現を目指して取り組んで参りたいと考えておりますので、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、本日御出席の皆様のみます御健勝を祈念いたしまして、甚だ簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。」

事務局：「委員19名のうち、委員17名出席。所用のため2人欠席。防府市人権施策推進審議会条例第6条第3項の規定に基づき、定足数の過半数に達しており、本会議は成立している。」

事務局：「出身母体改選に伴う交替で、新たに委員になられた方の自己紹介。」

委員：（新任委員自己紹介）

事務局：「本市では、防府市自治基本条例第28条第2項に【審議会等の会議は原則として公開するとともに、その会議録を公表するものとする。】と規定している。本日の会議を公開させていただきたいと思うので、委員の皆様のご了解をお願いしたい。」

委員：「了解」

事務局：「会議録、会議の要旨について市のホームページにおいて、公表させていただく必要があるため、これから、ご審議いただく内容を録音させていただきたいと思うがよろしいか。」

委員：「了解」

事務局：「報道や事務局が写真撮影すること及び公表することについて、許可をいただきたいと思うがよろしいか。」

委員：「了解」

事務局：「当審議会条例第6条第1項で会議の議長は会長をもって充てると定めている。人権施策推進審議会会

長に議事の進行をお願いしたい。会長から一言ご挨拶をお願いしたい。」

会長 : 「挨拶」

(副市長退席)

議長 : 今回の審議では、人権に関する市民意識調査の集計結果について審議し、次に、人権推進指針案について審議したい。なお、人権推進指針の分野別課題は、次回の審議会で協議したい。それで、「議題(1) 人権に関する防府市民意識調査について」を事務局から説明をお願いしたい。」

事務局 : 「前回の審議会における皆様からのご意見を踏まえ、去る令和元年 10 月に本市の人権指針作成の参考とするため「人権に関する市民意識調査」を実施し、先ごろ、その集計結果をまとめた。

今回の調査については、県の調査票の内容を基本とし、設問内容に一部変更を加え、さらに前回の審議会でご覧から頂いたご意見を反映し、年齢階層別に男女それぞれ 100 通ずつ、ただし 80 歳以上は 50 通ずつ、市民 1,500 名の方に送付し、517 名の方からご回答を頂いたもの。回収率は 34.47%。

他市調査に比べて著しく低い回収率ではないと考えているが、一方でサンプル数が少なく、一部設問での比較分析に困難が発生している。送付対象者が 1,500 名では少なかったことは反省点であり、次回調査に生かしたいと考えている。

分析結果については、防府市が平成 21 年 8 月に実施した人権に関する市民意識調査、内閣府が平成 29 年 10 月に実施した人権擁護に関する世論調査との比較分析も適宜行っている。なお、今年度実施された県による人権に関する県民意識調査については、調査及び分析の時期が重なったため、比較分析をすることが出来なかった。

サンプル数が前回調査と比較して少ないこともあり、職業別については時系列および他属性との比較分析が困難です。

そこで、一部の設問分析に関しては、例えば 9 頁のとおり、グラフではなく表を用いている。

個別の設問における分析は、それぞれのコメントのとおり。

市民の人権に対する意見の全体的な傾向は、問 21・問 22 となるが、「今後、防府市の人権指針策定に盛り込むべき人権課題」について、「高齢者問題」「子どもの問題」との回答率が共に 5 割を超えて高く、人権に関する取組の今後の条件整備については、「学校における教育活動の中で、人権教育の充実を図る」と回答した人が最も多く、次いで「市民の利用しやすい相談・支援体制の充実を図る」が多くなっている。この 2 項目は前回調査と同様に上位となっている。

その他には、新たな設問である問 14 「性同一性障害のある人の人権上の問題点」について、「性同一性障害について人々の理解が不足していること」と回答した人の割合が 55.7%と最も高く、次いで「差別的な言動をされること」(33.5%)、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」(30.4%)の順となっている。

今回、この分析結果をお示しし、御意見も頂きまして、防府市人権推進指針(案)の分野別課題への反映を図りたいと考えている。」

議長 : 「委員の皆様から、ただいまの事務局からの説明に関して、意見、あるいは質問等あるか？」

D委員 : 「前回の人権意識調査から比較すると、10 年前。社会情勢も変わってきている。子供たちの問題でもスマートフォンだとか、問題が多岐にわたってきている。なかなか比較にならない。」

I委員：「10年前との比較で出たが、最後の箇所の、「今後、防府市の人権施策に盛りこむべき人権課題の設問」の、回答傾向が違う。質問が違うせいかな？10年経ったからか？」

事務局：「前回調査の設問は「今後、『山口県人権推進指針』にどのような課題を盛りこむ必要があると思われますか」として県指針の掲げる16課題に『プラスすべき課題は何か』を聞いている。今回は、その16課題を含めた全ての課題について聞いているため、回答傾向の違いが出ている。」

副会長：「2月14日（金）の県での13回目の人権施策推進審議会において、県の「人権に関する意識調査」の分析結果案が示された。そこでは、回収率が51.7%。有効回収率が51.6%と示された。足切り基準から0.1%しか上回っていない。防府市は30%台の回収率で、この分析は一般的な基準をクリアしたものと考えているのか？また、委員に示されたこの資料には（案）の記載がなく、日付も令和2年2月と明記されている。早速2月に市民に公表するつもりなのか？」

事務局：「県においては、回収された調査票の一部に集計に適さないものがあり、それを除いたものを有効回収率51.6%としているのではないかと解釈している。防府の分析結果は、有効なものと考えている。「案」の記載が漏れていたことはミスであり、お詫びする。今回の審議会での委員の皆さんの意見も踏まえ、さらに議会への報告も経て、時期を見て公表したい。」

副会長：「前回調査では回収率は56.55%。今回はかなり低い。これで分析が困難になる部分があるとのことだが、それ以外にも分析に関していくつか課題が出てくるのでは。」

事務局：「このたびの標本数が517。信頼度95%となっている。属性別クロス集計について標本誤差を考慮し原則として回答数が30以上ないと傾向として捉えられないと分析している。その箇所は表形式での記載としている。今回は、年齢別に10～70代に年代輪切りでそれぞれ200ずつ調査票で送付している。（80代以上は100。）その影響が出たと思っている。結果の公表については、この審議会の結果をもって考えたい。」

議長：「前回の審議会でも、このようにやってみようということでご同意を頂いたところではある。全体の母数1,500の送付で、もうちょっと送るべきだったというところもある。完全無作為であれば、年齢別の回答偏りが生じる恐れもあったのでこうやりたいということでもあった。結果的にこの結果だった、ということで了解していくべきところだと思う。」

A委員：「調査票3頁の職業のグラフ。「その他」が4分の1に近く、一番多い。もう少しそこを細分化できないか？（その内訳を知りたい。）」

議長：「事務局、そこは『その他』で括ってチェックするものだったと思うが。それでよかったか。その内訳は分かるか？」

事務局：「設問の項目自体が「その他」である。その詳細な内訳は分からない。年齢から推測すると定年された方と考えるのがしっくりすると思う。」

議長：「年齢と回答を見て、その回答をせざるを得なかったと解釈されるということで、了解した。」

H委員：「調査対象は無作為抽出と記載されているが、年齢別に分けて選んで出したということだが、年齢別のところで、母集団が分からないので、年齢層ごと区分ごとに何通出したのかが分からない。分かるのであれば、（それぞれの送付数を）示して欲しい。」

事務局：「10代から70代は、それぞれの年代に男女100人ずつに送付。80代以上は男女50人ずつに送付している。」

議長：「また特にあったら、後ほど時間を設けるので、そこをお願いしたい。「議題(2)防府市人権推進指針(案)」

について」を事務局から説明をお願いしたい。」

事務局：「事前に資料をお送りしたとおり、指針の基本方針の部分の具体的な案をお示ししている。具体的な分野別課題の部分については、次回の審議会でご審議いただきたいと思っている。

骨格となる章立て構成としては、前回の審議会でご提示した（案）を元に、庁内での協議を重ね、県の指針、他市の指針の構成も改めて参考にした上で、以下のようにしている。

- 1 指針策定にあたって
- 2 人権をめぐる状況と課題
- 3 指針の基本理念・キーワード
- 4 施策の推進
- 5 人権施策の推進体制
- 6 分野別施策（R 2 年度審議会でご協議）

この防府市人権推進指針は、県の人権推進指針、他市の指針も参考にしつつ、防府市の指針案として作成している。

まず第一章では、指針策定にあたって、その策定趣旨と指針の性格を示している。この指針は、防府市が進める人権施策の基本的な考え方を示すとともに、市民をはじめ団体、企業などに対して、本市の人権施策の推進方向を示し、人権が尊重される社会づくりのための連携や参画、協働を求めて行くものである。またこの指針は、「山口県人権推進指針」及び「防府市総合計画」を踏まえるとともに、本市の分野別計画等と密接な関連を持ったものである。市はこれまでと同様に、引き続き山口県人権推進指針の趣旨に沿いつつ、併せて、この防府市人権指針に基づいた人権に関する諸施策を総合的に推進する。

第二章では、まず国の動向として、主に平成に入ってからの人権に関する状況を示し、特に近年施行された人権に関する法律を明記している。次に県の動向に触れつつ、さらに防府市の課題と取組を示している。

第三章では、この指針の掲げる基本理念とキーワードをお示ししている。基本理念は「「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現を目指すことであり、そして、県指針（あるいは光市の指針）と同じく、「じゅう（自由）」・「びょうどう（平等）」・「いのち（生命）」を3つのキーワードとする。

要となる第四章の「施策の推進」に関しては、

- (1) 人権を尊重した行政の推進
- (2) 人権教育・人権啓発の推進
- (3) 相談体制の充実

を軸として、取り組むべき諸施策を具体的に記載している。

そして第五章では、人権施策の推進体制を示している。

今回のこの審議会では、この第五章までを（案）として、ご審議をお願いしたいと考える。第六章の分野別施策については、次回の審議会でご（案）を示し、ご審議いただく予定としている。」

議長：「委員の皆様から、ただいまの事務局からの説明に関して、意見、あるいは質問等あるか？」

A委員：「確認だが、一回目の審議会でも言ったが、県指針の内容と市の指針案で内容が重なるところも多くあって、分かりにくい。

事務局：「防府市の指針の作成方針として、県の指針を置き換えるものでなく、県指針もこれまでどおり基軸としつつ、両方を用いるものとしている。内容が重なるところが有るとの指摘だが、この方向で纏めて

いきたいと考えている。」

A委員：「県指針を今後も用いるのであれば、内容重複の部分は削るべきでは。大多数の意見は既に県指針に載っている。その網目に漏れたところ、片隅で今でも苦しんでいる所を、少数の人権を守ると言うのも市の役目と思う。小さな人権を落としてしまうと、救済できない。分野別のところで、少数の方々を救済できるような形にしてほしい。内容がかぶっている意見が大勢を占めてはあまり意味がない。防府市の地域性に特化した、漏れないようにしてほしい。防府の地域性に特化した特色ある指針にしてほしい。県の指針と同じようなものが半分以上あるのでは、少数意見が漏れてしまう。」

C委員：「国の法があり、各都道府県の活動があり、市町が具体的に一つ一つ丁寧にやっていく。防府市の全ての人と一緒に人権を守るものにしていくべきで、どんな指針でも、取り残しが残さないようなものになければ。表現の仕方が大事になってくる。」

A委員：「県の指針も活用出来たらと思うが。障害者の中に難病患者は総合支援法だけ組み込まれていて、他では一切組み込まれていない。県指針を見ても、数行に過ぎない。他の人権の範囲・分野があるが、県のは少数の人権に関して疎かになっている。市では少数の人権が漏れないようにお願いしたい。県の指針を踏まえることばかりに目がいかないように。我々が気づかないような少数の方々がいる。」

事務局：「市の指針単独でも成立する事も必要と考えている。県の指針の何頁に追加して、という作りではない。このフレームを踏襲し、委員の御意見も踏まえ、少数の人権が漏れないことが、次回の分野別施策の協議での肝と思っている。皆様の意見を頂き、重なりはあっても漏れない指針で作っていきたい。」

議長：「そういう方向で指針の案と、次回の分野別で反映したいということだが、皆様ご了解いただけるだろうか？」

I委員：「調査での特徴は年代別、男女の抽出。前回との比較等について、ニュアンスの違い、解釈の違いが出ている。年代別の分析も期待している。障害者問題・高齢者問題などについては、年代別の問題点や分析があると思うが、高齢者とか障害者のところについて、そういう分析（クロス集計）が、数が少なかったからかどうかわからないが、載っていないように思うが、何か意図があつてのことか？分野別の分析のところでは何か反映があるかと期待しているところであるが。」

議長：「先ほどの報告書の案の説明では、分野別の回答についての説明はなかったが、特に年齢別の方で具体的な分析も今回は示してない、その指摘と思うが。現段階で事務局に考えがあれば。」

事務局：「意図して外したものではない。集計を委託した業者にも確認したい。」

I委員：「集計作業を委託したとしても、作成主体は市なので、委員提示前に良く確認して欲しかった。」

議長：「私の方から一つ。この市民意識調査結果から、人権推進指針案に「この文言はキーワードになる。あえてこれは盛り込む方が良い」という特段の要素はあったか？」

事務局：「指針の基本理念のキーワードが、この三つは外せないと言われた、と考えている。」

議長：「この人権推進指針の案について、現段階でこのように進めて良いか？また何かあれば次回の分野別の方で触れていただくということ。」

C委員：「女性の人権について。数字を見る限り、男女の固定的な役割分担意識につき、職場における差別待遇が問題、との回答率が10年前の調査に比べて若干増えている。それと職場におけるセクシャルハラスメントも。もう一回それぞれの項目を見直しながら、次には私たちも含めてどうしたら良いかというのを一生懸命考えなければいけない。10年前と数字が変わっていないことは少し情けない。」

議長：「10年前の調査からどういうふうなところが年代別に差があるのかとか、そういうところも重要な部分かと思う。次回の分野別で色々な意見を出してもらおうことになると思う。」

議長：「議題(3)その他について、お一人ずつ各委員からご意見等あればお願いしたい。」

- I 委員：「年代別の分析結果をどう活かしていくか。研修ひとつにしてもどのようにするかに興味関心を一番強く持っている。せっかくやった調査なのでそれを活かしながら人権教育等も含めて施策を進められることを期待している。」
- J 委員：「資料を見て、ようやく形になって今から本格的に進んでいくのだな、との思いをもった。防府らしさが今から分野別施策に出なくてはならない。人権課題は地域によって違う。重い軽いも地域によって違う。それによって防府市としてどうやっていくのかが今からの作業になると思う。この人権推進指針案は 8 頁でコンパクトだが、精度を上げていく必要がある。「持った」と「もった」が混在している。公文書のルールもあると思う。また県の記述では「自由や生命」となっている箇所が「自由や命」となっている。」
- K 委員：「次回の分野別施策での協議で、しっかり意見を言いたい。」
- L 委員：「この意識調査分析結果でも、県指針があまりに知られていない事に驚いた。これでは「市の人権推進指針を公表して取り組んでいこう」、としても厳しい。魅力ある指針にしないと、皆の意識の高まりが欠けてくるので、県の指針の周知がまだまだ足りていないことを意識しながら取り組んでいくべき。また、学校での人権参観日やいのちの授業などで保護者の人権意識が高まると感じる。調査結果を見ると女性の方が学校に関することへの意識が高い。学校での人権講演会等を土日にやって、男性保護者にも来てもらえるような取組を、学校と連携しながら進めてもらえると思うと効果があると思う。」
- M 委員：「調査集計分析結果を見て一番目についたのだが「わからない」と回答される方がかなり多いと感じた。内容の意味がわからないのか、どうなのか？何をもってわからないとこの方たちは答えているのか疑問に感じた。ぜひこの結果を元に今後対策を立てられると思うが、具体的な内容・知識ももちろんだし、結び付けて頂いたら良いと思う。年齢構成的に山口県はどうしても 10～30 代が人口的にも少ない。なかなか集計するには困難な部分があったかなと察している。」
- N 委員：「調査結果の中でひとつショックだったのが、人権侵害があったときの対処法として、法務局への相談が今回ゼロになっている。色々な問題が地域ごとに起きるが、実際にそれを救い出すにはどうしていったら良いのかな、と私個人も法務局としても反省すべき点がある。県指針をベースに市独自の特色を反映するなら、さらに分野別施策の部分で防府市の個性をしっかり検討して出していけることを期待したい。」
- O 委員：「人権推進指針を作るにあたり、とにかく一般市民に分かりやすい物にしてほしい。子供の虐待・高齢者の施設での虐待などの問題が増えているので、細かく救えるような施策になってほしい。」
- H 委員：「学校での人権学習講演会の機会が、新年度から土日授業の設定がなくなり平日開催となってきている。保護者が気楽に参加することが難しくなっている。教員の働き方改革で授業等が変更になっていることもあるが、人権教育・講演会等を出来れば土日の授業参観と併せてやってもらえるよう、行政からも働きかけをしてもらえたらと思う。」
- G 委員：「市民意識調査報告案で、インターネットによる人権侵害は、この 5 年 10 年で大きな問題となっていると思う。市がプライバシー侵害やインターネットによる人権侵害に関する相談を受けたような事例はあるか？」
- 事務局：「市として具体的に把握している事例はないが、全国の法務局ではインターネットの人権審判に関する事例があると思う。」
- N 委員：「ある」
- 事務局：「近年インターネットによる人権侵害が多いなかでの具体的なものはなかなか把握できていない。防府市の人権研修会で講師が把握している事例を説明している。学校関係には子供のインターネットでの被害が結構あると聞いている。」
- G 委員：「時間があれば、この件を少し取り上げて色々議論を重ねてもらえたらと思う。」

- F委員：「皆さんから色々意見が出ているが、健康寿命を伸ばしていこうという立場の代表と思っているので、それに関する講習会のようなものを開催してもらえたらと思っている。」
- E委員：「罪や非行を犯した人の人権について。我々も再犯防止に努めている。実際には行き場が無くなり、最後は刑務所で亡くなる例が多い。罪を犯す人は、発達障害もあるし、生い立ちもあるだろうが、一度の失敗で人生をやり直せなくなる。自己責任で銘々のこととはなるが、そこに我々は何か手を差し伸べて、何ができるかな？と思って活動しているところである。5 1 人の保護司が防府市には居り、荒れていた以前は 1 人あたり 1. 6 件の事案を見ていたが、現在は 0. 4 件である。学校の努力や地域が落ち着いたことで、それくらいになっている。保護司として、防府市サポートセンターで相談を行っているが、相談を受けて市役所にどうつながるか、気づき、考え、実行、ではないが、実践に努めていきたい。このような調査をし、県の指針があり、それを市の独自のものも作り、きめ細かい漏れのないものを作るとのこと。大変だが、きめ細かくなってるな、というものになると良い。一般の市民が行政の窓口相談するというのはなかなか難しいと思う。山口県には小中高のコミュニティスクールがあるのが特徴。今まであった土曜授業は無くなったが、コミュニティスクールを有効に活用しながら実践を子どもと一緒に大人もやっていたら良いと思う。」
- D委員：「人権学習の立場から申し上げたい。1, 5 0 0 のうちの 5 1 7 人からの回収という結果にがっかりしている。半分は回答があるかと思っていた。半分は人権に無関心である。無関心はどこからくるか？やはり個人個人の考えがあるだろう。いかに関心をもってもらえるか、人権学習のやり方を変えるなり考えるべき。人権啓発もそうである。人権の重要さにどうやって興味をもってもらえるかが一番重要。分野ごとに色々あるが、全部人権に絡んでくる。人を大切にする。なぜ大切にしなければならないか？基本的な事項を認識している人がなかなかいない。自分だけ、家族だけを大切にする。人を大切にしない。私もよく言われる。悪口・陰口が言われている。他の方からそれらを聞く。そういう人が非常に多い。人権教育・啓発の推進が一番重要である。市の人権学習室もセミナーや講演会を試行錯誤しながらやっているが、もう少しやり方を変えた方がいい。皆が人権について興味を持てるような形にするにはどうしたらいいかを皆で考えて進めたらいいと思う。皆で考えようじゃないか、ということ。」
- C委員：「色々な講演会や学校での人権に関わる授業を土曜に、という意見が出て。人権学習推進市民会議の講演も四回か五回あったが、みな土曜日。では毎回の顔ぶれが少しは変わるかということ、変わらない。私は要約筆記の仕事もしている。手話も一緒につく。文字で書いて、その話されていることを聞きながらまとめながら書く。本当に神経を集中しなければ出来ない活動。若い方は土曜日でも仕事をしている。高齢者施設に勤務の方は土曜日でも日曜日もない。もちろん交替で休みを取っていると思うが。私のような年を取った者が、聴きながら書く事を回数たくさん出なければならない状況の中で、どうしなければいけないか考えることは山ほどある。私（の耳）が聴こえなくなったら、要約筆記者の配置が出来なくなる。何日に何人いるからと依頼を出して、出来るよと返事が来るのは（必要な）4 人はそろわず、もう一度出してまたやって、みたいな中で。皆自分の生活ができるほどの通訳料はないので。という風な中で色々な角度から、本当に一人一人の人権を大事にするというのはどういうことか、ということ。市の立場とか、市民の立場からとかでなく、皆で考えていけたらいいなというふうと思う。」
- B委員：「調査報告は、年代別における人権意識調査としてはかなり有効というのはわかるが。防府市の人口比を分母とした場合、市民としての意識調査という部分では不安なところはかなり残ったのではないかなと思う。例えば、漁業者がゼロという事は、（例えば）分母 1 に対して一人の人が答えたら 1 0 0 になってしまうような扱いの数字がここに上がってくるということだと思う。そういう部分はもう省いてしまって、よりシンプルに出来た方がいいんじゃないかなと思う。あと啓発がやはり重要だなと思

った。無作為抽出に対しても、各団体、PTA、子供会、民生委員、そういう団体はもちろんだが、ロータリー、ライオンズ、JC、商工会、そういうところにまで、アンケートのお願いするとか、そういう形で無作為という方法もあったのではないかという風に思う。次の指針は、システムの基本となると思うが、私はDVの相談を受けて、県に相談して、市に回されて、市でもまた相談して、相談をさせてもらいながら、他のところに回ったりとか、ということをしているので、やはりシステムまでどうやって落とししていくか、次回をしっかりとっていききたい。」

A委員：「市民意識調査を元に、ということだが、みらいプラネットでは難病相談も受けている。相談を受ける難病とは、指定難病だけではない。身体的な病気だけでなく、精神の中の病気であったら、無理解を受けやすい。詐病ではないか、と。癌の方、糖尿病、職場で理解してもらえない。3日休んだら「何を考えているんだ」となる。今回の調査分析結果の目次を見るだけで、既に取り残されている。難病患者は私が委員として参加していなかったら、他の皆さんにはわからなかったと思う。国・県の網から漏れた方の救済をお願いしたい。患者共通の悩み。一番多いのはメンタルの方の扱い。そういう方々の人権も取り上げて欲しい。「その他の病気」という形で、救済して欲しい。」

副会長：「意識調査分析結果について。表紙に今月の日付が入っているのは乱暴。3月の時期に発行が良いのではないか。会長の力も借り、全体がちゃんとそろっているかも含めて、3月にはきちんとした報告書が公表されるのが良いのではないか。また指針案の3頁の「人権課題を取り巻く環境」という表現は、人権を矮小化している。国の動向も、捉え方が一面的である。事務局案のみならず、今日の審議会をもつての決定とはならない。これは1次案。整理した上で次回に2次案を示してほしい。また少なくとも3週間前には委員の皆に資料が事前に届くように。今日出された意見も集約しながら、在り方、在り様を整理しながら修正して欲しい。昨今の問題だが、ジェンダーの問題。次はLGBT。国民の8%は存在すると言われている。左利きの人、AB型の人より多い。3年前位の調査であるが。その上で、身近なところで感じられる。芸人の方のカミングアウトが、受け入れられていく状況が広がっている。古くから言えば美輪明宏さん。貫き通している。なかなか差別偏見がぬぐい切れていないことを語られている。県の審議会においてもLGBTを取り上げるべきだと（私は言った）。防府の指針は国・県の動向踏まえつつ、防府の独自の物を。事務局の検討時間もだが、委員の検討時間も保証して欲しい。」

議長：「事務局からは？」

事務局：「7～8月に次回の審議会を開催したい。来年度は、審議会を3回開催したいと考えている。パブリックコメントの実施も必要である。ハードなスケジュールになることが予想されるので、ご承知おき願いたい。なお人権意識調査の分析結果については、3月に報告できるかも含め、検討としたい。また、この調査の自由意見欄への回答は、130件あまりある。委員の皆さんへはお届けしたいと考えている。」

事務局：「今回の指針案は継続して審議いただくものとした。次回の案を分野別の案とともに審議いただければと思う。」

議長：「以上で本日の議題のすべてが終了。これで、議長としての務めを終わらせていただく。進行にご協力いただき、感謝申し上げます。事務局に進行をお返しする。」

4 閉会

事務局：「以上をもって、本日の審議会を閉会させていただきます。」